

## 八潮市新庁舎売店等運営事業者選定公募型プロポーザル実施要領

### 1 募集概要

#### (1) 目的

八潮市（以下「市」という。）では、来庁者及び職員の利便性向上を目的として、新庁舎に売店及び飲料類の自動販売機の設置を予定している。そこで、市が提示する諸条件を満たし、継続して質の高いサービスの提供が可能な運営事業者（以下「事業者」という。）を選定するため、実施するものである。

#### (2) 事業名

八潮市売店等運営事業

#### (3) 物件の概要

##### ア 庁舎

建物名	八潮市役所新庁舎
所在地等	八潮市中央一丁目2番地1
供用開始	令和6年1月4日を予定
開庁日	平日（月～金曜日） 日曜（一部窓口） ※祝日、12月29日～1月3日を除く
開庁時間	8時30分から17時15分まで
職員数	新庁舎入庁職員 約600人
来庁者数	1日約600人（想定）
駐車場等	来庁者用駐車場 170台 来庁者用駐輪場 271台

##### イ 売店

配置場所	八潮市新庁舎1階西側（別紙1）	
貸付面積	売り場 58㎡（別紙2） 倉庫（前室） 6㎡	
使用用途	来庁者・周辺住民及び職員を対象とした売店	
内装・設備	床	乾式二重床H=200の上ゴム床タイル
	壁	コンクリート塗装の上S C C
	天井	梁型部…天然木集成材、 その他…木毛セメント版E P
	設備	床吹出し空調（冷・暖房）、換気設備、照明、 内線電話、火災報知器、L A N配管

## ※参考情報

売店設置予定場所（新庁舎1階）の東側は、多目的スペースとなっており、平常時は来庁者が自由にくつろげるテーブルや椅子を設置し、購入したものを飲食する場として活用が可能である。なお、多目的スペースでイベント等が開催される場合は、東側のシャッターを下げて使用することがある。

本事業とは別に、庁内に食堂及び自動販売機を設置予定であり、また、2階の市民活動スペース等でパンなどの物品販売が予定されている。

将来的に、庁舎敷地内でキッチンカー等の昼食販売を行う可能性がある。

### ウ 自動販売機

貸付面積	自動販売機設置可能数 4台（8㎡）
設置場所	新庁舎3階 2台分（別紙3の⑤） 4階 2台分（別紙3の⑥）

## (4) 貸付期間

ア 貸付期間は、営業開始日から5年間とする。

イ 事業者が引き続き売店の運営を希望し、他の売店運営希望者がいない場合は、賃貸借期間終了の6か月前までに市に対して、書面にて運営を希望する旨を通知すること。その通知を受け、売店の運営状況、収支実績等を評価し、再契約の可否を決定する。

ウ 営業開始日は、市と事業者の協議により決定するが、令和6年1月4日から1か月以内を目途とし、それまでに開店準備等を終えるものとする。

## (5) 貸付料等

ア 貸付料は、売店貸付料最低価格と自動販売機設置場所貸付料最低価格を合わせた合計額以上とし、価格提案書に事業者が記載した額に、消費税及び地方消費税を加えた額とする。

売店貸付料 最低価格…月額30,000円（税抜き）

自動販売機設置場所貸付料 最低価格…月額36,048円（税抜き）

イ 貸付料は、市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに支払うものとする。

ウ 賃貸借期間中、原則として貸付料の改定は行わない。ただし、賃貸借物件の価格の著しい変動その他正当な理由がある場合は、市と事業者との協議により、改定する場合がある。

エ 賃貸借契約の再契約をする場合においては、収支実績等に基づき、貸付料の見直しについて、市と事業者で協議を行うこととする。

## (6) 光熱水費等

売店運営にかかる光熱水費については、事業者の実費負担とする。電気料、水道料及び

下水道使用料については、料金の子メーター等により算出し、市が事業者に対して毎月請求する。通信費については、内線電話は市負担とし、外線電話及びインターネット回線を設ける場合は事業者負担とする。

また、その他の衛生管理費、維持管理費、修繕費、廃棄物処理等、売店の運営に係る経費は、事業者の負担とする。

## 2 売店営業条件・形態等

### (1) 営業日及び営業時間等

営業日及び営業時間は、事業者の企画提案により自由に設定可能とする（通年営業も可能）。ただし、原則、市役所の開庁日（次に掲げる日以外の日）の午前8時から午後6時までは、営業すること。また、開庁日以外の臨時的な営業について市から依頼があった場合は、店舗の運営に支障のない範囲で協力しなければならない。

ア 土曜日及び日曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

### (2) 販売品目

販売品目は、以下に定めるもののほかは、事業者が定めることとする。なお、市から依頼があった販売物については、店舗の運営に支障のない範囲で協力すること。

ア 販売品目としないといけないもの

食料品、飲料水等、収入印紙、郵便切手、郵便はがき、封筒、文具

イ 販売品目としてはならないもの

タバコ類、酒類（ただし、市の特産品など市が指定したもの、市のイベント時などを除く）及び埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年3月9日条例第28号）第11条の規定に抵触する図書

ウ 市のふるさと産品、特産品、推奨品の販売について、市と協議のうえ、対応可能な範囲で協力すること

エ 領収書発行機能付きのコピー機を1台設置すること（設置場所は別紙1参照）。

※A4・A3コピーが可能なもの。利用者は一般市民を想定。

※コピー機設置に係る貸付料・電気料は免除とし、消耗品費については事業者負担とする。

### (3) 販売・精算方法

事業者の企画提案によるものとし（現金、プリペイドカード、電子マネー等）、レジスター等の機器類は、事業者負担とする。

また、市が会議や災害対応等のため公費で利用する際に、請求書発行による後払い処理が可能な場合は、企画提案書に記載すること。

### (4) サービス

事業者は、接客態度等に配慮しサービスの提供を行うとともに、利用者の要望について可能な範囲で最大限配慮すること。

また事業者は、企画提案により、公共料金の収納や、市が公費で取扱品を購入する場合の請求書発行による後払い処理、その他の任意のサービス業務を取り扱うことができる。

(5) 商品の仕入れ及び管理

仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れることとし、提供商品の瑕疵については、事業者が全ての責任を負うものとする。また、商品の安全管理には十分配慮するとともに、適温管理を行い、鮮度及び品質保持に努め、消費期限等を厳守すること。

(6) 営業許可等の申請

市及び監督官庁への申請、届出その他店舗の営業に関して必要な一切の手続は、全て事業者の責任において行うものとする。

(7) 廃棄物の処理

事業者は、店舗で販売した商品、包装等から発生する廃棄物について、その回収に必要な容量のゴミ箱を設置するものとする。また、店舗から発生するすべての廃棄物の処理については、全て事業者の負担で行うこと。

(8) 商品の搬入口、搬入方法及びごみの搬出方法

商品の搬入及びごみの搬出の際は、市が指定する場所に車両を駐車し、市が指定した経路、時間帯で行うこと。また、安全やごみの悪臭に十分配慮の上、来庁者の妨げにならないよう可能な限り短時間で行うこと。

(9) 清掃

事業者は、店舗内の衛生管理には十分注意することとし、貸付部分の清掃を含め店舗内を常に清潔に保つものとする。なお、店舗内及び庁舎敷地内は禁煙とする。

(10) 貼り紙、看板等の表示及び掲出

貼り紙、看板等の表示及び掲出場所については、市が場所及び大きさを指定するものとし、指定した場所に表示及び掲出する場合に限り、使用料は免除する。

(11) 法定点検等への協力

受変電設備の法定点検等により全庁一斉停電を実施する際は、事業者は市と調整のうえ協力し、商品等の保管対策を行うこと。

(12) 保険

事業者は、運営上発生しうる事故を保障する保険（火災保険、賠償保険等）に加入することとする。

(13) 定期報告

事業者は、毎年度終了後、速やかに前年度の収支実績を含む事業報告書を作成し、市に提出することとする。また、この定期報告以外にも、市から修正等の報告を求め

られた場合は、事業者は、その求めに応じなければならない。

なお、クレーム対応については、事業者の責任と負担に置いて対応し、その都度市まで報告することとする。

(14) 従業員の通勤車両

市役所敷地内への従業員の駐車は禁止する。なお、敷地内駐輪場については、これを妨げない。

(15) 感染症対策

事業者は、新型コロナウイルス感染症等の蔓延・拡大を防止するため、市及び関係省庁の方針等に従い、売店運営において適切な対策を講じること。

(16) 疑義等の取扱い

本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と事業者とで協議して決定することとする。

(17) その他

市の要望については協議に応じ、実施に努めること。

### 3 店舗の設置及び設備工事

- (1) 事業者は、提出した提案書に基づき、自らの責任と負担において、店舗の設置工事を行うものとする。
- (2) 店舗の設置工事にあたっては、工事開始前に、市と設計及び施工上の協議を行い、市の承認を得るものとする。
- (3) 開店準備期間の開始日は、令和5年11月1日以降とする。
- (4) 事業者は、店舗の改修工事、大規模修繕その他原型を変更する行為を行う場合は、事前に市に承認を得るものとする。

### 4 自動販売機の設置・運営

- (1) 設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用は全て事業者の負担とする。
- (2) 電気料については、料金の子メーター等により算出し、市が発行する納入通知書により、市が指定する期限までに支払うこと。
- (3) 商品の補充、賞味期限の確認、金銭の管理等の自動販売機の維持管理については事業者の責任において適切に行うこと。
- (4) 販売品目の容器等の種類に応じた使用済み容器等の回収箱を必要数設置し、使用済容器等は事業者の責任で適切に回収を行ったうえ、周辺の清掃を行うこと。
- (5) 災害救護型自動販売機（災害救護ベンター）など、付加価値のついた自動販売機の設置に努めること。また、飲料等（食品を含む）の品揃え及び機器の種類等について、提案すること。

## 5 留意事項

### (1) 使用上の制限

事業者は、使用物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならないが、また、売店の営業以外の用途に供する際は、市と協議するものとする。

### (2) 賃貸借契約解除又は変更

市は、次のいずれかに該当するときは、賃貸借契約全部もしくは一部を解除、又は変更することができる。この場合においては、事業者に損害又は損失が生じても、市は、その賠償又は補償の責めを負わない。

ア 事業者が貸付料の未納等この条件書及び行政財産賃貸借契約書の記載事項並びに庁舎管理上の諸規定に違反したとき。

イ 応募資格の詐称その他不正な手段により契約を締結したとき。

ウ 休業状態が1か月間継続しているとき。

### (3) 原状回復および返還

事業者は、賃貸借契約を解除したとき又は契約期間が満了したときは、自己の費用で貸付物件を原状に回復し、市が指定する期日までに返還しなければならないものとする。ただし、市が特に承認したときは、この限りでない。また、事業者が期日までに原状回復の義務を履行しないときは、市が原状回復のための処置を行い、その費用の支払を事業者に請求するものとする。この場合においては、事業者は、何ら異議を申し立てることができないものとする。

### (4) 損害賠償

事業者が貸付物件の使用に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければならないものとする。また、事業者がその責めに帰する理由により、貸付物件の全部又は一部を滅失し又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を市に支払わなければならない。ただし、事業者が自己の費用で使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

### (5) 違約金

事業者は、契約期間満了前にこの契約が解除されたとき、又は事業者が、契約内容の履行を拒否し、又は事業者の責めに帰すべき事由によって契約内容について履行不能となったときは、賃貸借期間内の賃貸借料の総額の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

### (6) 有益費等の請求権の放棄

事業者は、貸付物件に投じた改良のための有益費、修繕費等の費用並びにその他の費用を請求することはできない。なお、協定から事業開始までの準備期間にかかった経費についても、同様とする。

### (7) 造作買取請求権等の放棄

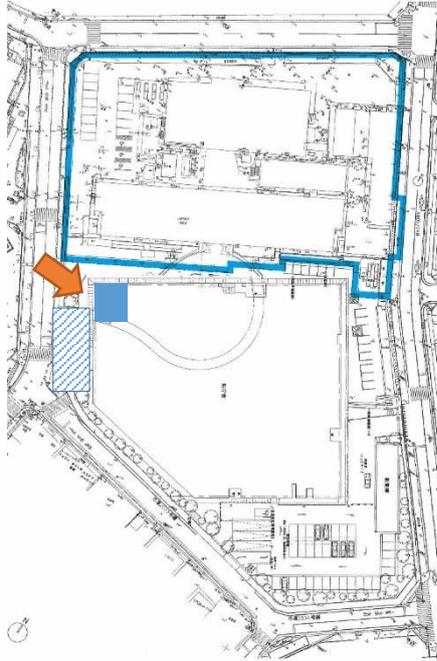
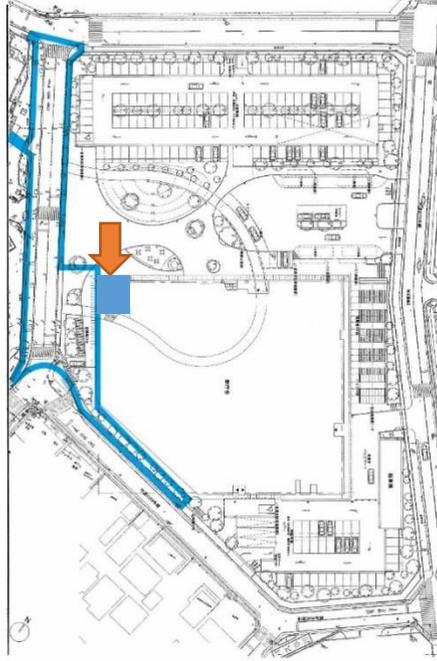
事業者は、本物件の明渡しの際、造作買取請求権、移転料、立退料、その他名目の

如何を問わず、金銭的又はその他の請求をすることができない。

なお、協定から事業開始までの準備期間にかかった経費についても、同様とする。

(8) 周辺工事スケジュール

以下の表のとおり、新庁舎供用開始後も旧庁舎（現庁舎）解体工事や外構工事により搬入経路が制限されるため、市が指定した経路で行うこと。

日程	令和6年2月～令和8年9月頃まで	令和8年6月頃～令和8年9月頃まで
工事内容	旧庁舎（現庁舎）解体工事 駐車場・バスロータリー整備工事	市道2033号線の歩行者専用道路化工事
売店への搬入経路	新庁舎西側出入口 北西側	新庁舎西側出入口 北側
位置図		
備考	 部分に仮設ロータリー設置 予定	

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。ただし、フランチャイズ加盟店であれば、個人事業主でも応募することができる。

なお、コンビニエンスストア運営会社が参加した場合、市との契約後、フランチャイズ契約等により第三者に運営を任せるとは妨げないが、この場合、最終責任は参加者であるコンビニエンスストア運営会社にあるものとする。

(1) 経営基盤が安定しており、長期にわたり出店が可能であること。

- (2) 店舗の営業に伴い関係法令上必要となる許可を有し、本事業においても必要な営業許可が受けられる見込みがあること。
- (3) 公告日現在から候補者特定の日まで八潮市建設工事等の契約に係る指名停止等に関する基準による指名停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律77号）第2条に規定する暴力団でないこと及び暴力団員でない者で構成されていること。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食業、性風俗特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (8) 国税及び市県民税に滞納がないこと。

## 7 日程

内容	スケジュール
公告	令和5年1月13日（金）
質問受付締切	令和5年1月24日（火）午後5時15分まで
質問回答	令和5年1月31日（火）までにすべての回答を行う
参加申込書受付締切	令和5年2月14日（火）午後5時15分まで
企画提案書等受付締切	令和5年2月21日（金）午後5時15分まで
候補者選定委員会	令和5年2月28日（火）（予定）
優先交渉権者決定	令和5年3月中旬（予定）
協定書締結	令和5年3月下旬（予定）
床下設備等配備	令和5年5月末まで（予定・必要な場合）
引渡し	令和5年11月上旬（予定）
賃貸借契約締結	令和5年12月末まで（予定）
営業開始日（貸付料発生）	令和6年1月4日（予定）

※公募に関する各種資料・様式は、市ホームページからダウンロードすること。

## 8 質問の受付及び回答

### (1) 提出期限

令和5年1月13日（金）から1月24日（火）午後5時15分まで

### (2) 提出書類

質問書（様式1）

### (3) 提出方法

ア 担当部署のアセットマネジメント推進課窓口へ持参またはファクス、電子メールにより提出すること。電子メールで提出する際は担当部署のメールアドレスまで送付すること。なお、送信後、電話で送信した旨を連絡すること。

イ 電子メールを送信する際の件名は、「売店等運営事業者公募に関する質疑について（事業者名）」とすること。

### (4) 回答の期日及び方法

質問に対する回答は、令和5年1月31日（火）までに質問者へ電子メールで回答するとともに、市ホームページに掲載する。

なお、回答書に記載した内容は、実施要領等を補完するものと位置付ける。

## 9 参加申込み

### (1) 提出期限

令和5年2月14日（火）午後5時15分まで（必着）

### (2) 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 誓約書（様式3）

ウ 事業者概要書（様式4）

エ 印鑑証明書（法人）又は印鑑登録証明書（個人）

オ 商業・法人登記簿謄本（写し可。書類提出日直前3か月以内に発行したもの。個人の場合は、住民票の写し）

カ 決算書 ※直近1か年分（個人事業主の場合は、確定申告書）

キ 国税の納税証明書（写し可。書類提出日直前3か月以内に発行したもの。）

(ア) 個人の場合：「その3の2」の「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

(イ) 法人の場合：「その3の3」の「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明

ク 市税の納税証明書（写し可。直近年度のもの。書類提出日直前3か月以内に発行したもの。）

(ア) 個人の場合：市税（市県民税及び固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

(イ) 法人の場合：市税（法人市民税及び固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

ケ 営業に関する資格、免許等の写し：提案する企画の実績や商品の販売等に必要な資格、免許等の写し

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送により提出すること。

イ 持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時15分までとする（土曜、日曜日及び祝日を除く）。

ウ 郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加申込書が提出された日の翌日から2日（土曜、日曜日及び祝日を除く。）以内に、電子メールで通知する。

## 10 企画提案書等の作成及び提出

応募申込書を提出した者は、(2)の仕様に基づく企画提案書等を以下の事項に基づき提出すること。

(1) 提出書類・必要部数

ア 企画提案書（様式5）原本1部

イ 企画提案資料（任意様式）原本1部、副本9部

企画提案書は、下記(2)企画提案書記載事項のア～クに示す内容に沿って作成し、A4サイズで、ダブルクリップにて綴じた状態で提出すること。

なお、提出者が特定できる内容の記述（具体的な社名等）を記入してはならない。

ウ 価格提案書（様式6）原本1部

希望する売店及び自動販売機設置の貸付料の合計額（消費税及び地方消費税を含まない）を記載すること。

また、内訳を記載すること。

(2) 企画提案書記載事項

企画提案書には、14～15ページの「企画提案資料及び配点一覧表」に掲げる、1～7の項目を記載すること。

ア 「1 運営方法」

イ 「2 収支計画・経営基盤」

ウ 「3 安全管理・食品衛生」

エ 「4 従業員の配置及び要望等への対応」

オ 「5 メニュー・サービス」

カ 「6 廃棄物の回収・処理方法及び環境への配慮」

キ 「7 アピールポイント」

(3) 提出期限

令和5年2月21日（火）午後5時15分まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする（土曜、日曜日及び祝日を除く）。

郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着とする。

## 11 プレゼンテーション・ヒアリング

企画提案の審査は以下のとおりとする。なお、企画提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションとヒアリングを実施する。

(1) 実施日時・場所

令和5年2月28日（火）（予定）

日時と場所等の詳細については、企画提案者に対して別途通知する。

(2) 審査主体

審査は、市職員で構成された選定委員会が行う。

(3) 審査方法

提出された各種書類及び企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、「企画提案資料及び配点一覧表」で示す審査基準に基づいて評価し、各審査委員の評点を合計し、最も評価が高い者を優先交渉権者として選定し、次に高いものを次点事業交渉権者に選定する。

ただし、採点の結果、全審査員の評点が60点以下であった場合、優先交渉権者を選定しないものとする。

また、最高評価の事業候補者が辞退を申し出た場合や、「12失格事項」に該当した場合は、次点事業交渉権者を優先交渉権者とする。

(4) 留意事項

ア 1者あたり30分以内とし、うちプレゼンテーションを20分以内、ヒアリング10分以内とする。出店への意欲、提案の具体性及び実現性等を確認する。企画提案書等の中で、特に強調したい項目を中心に説明すること。

イ プレゼンテーション及びヒアリングへの出席人数は、3名以内とする。

ウ パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に使用を認める。プロジェクター及びスクリーンは市側で用意するが、その他の機器は自ら用意すること。プロジェクター及びスクリーンを使用する場合は、事前に連絡すること。

(5) 審査結果の通知

審査結果は書面により通知するとともに、事業者について市ホームページに公表する。なお、審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

また、審査結果は事業者選定後に企画提案者から書面（様式自由）により情報提供の希望があった場合、次の項目について情報提供を行う。回答は書面で行うものとする。

- ア プロポーザルの参加業者数
- イ 事業者名
- ウ 提案金額
- エ 事業者の評価点の評価項目ごとの合計値
- オ 情報提供希望のあった業者の評価点の評価項目ごとの合計値
- カ 情報提供希望のあった業者の全体順位

## 12 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

## 13 協定書・賃貸借契約の締結

事業者選定後、協定書を締結し、市との協議を行う。その後、市との協議が整い次第、賃貸借契約締結の手続きを行う。

## 14 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、企画提出者の負担とする。
- (5) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (6) 市は、プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部または一部の複製等を行うことができる。
- (7) 八潮市情報公開条例（平成13年八潮市条例第24号）の規定による請求があった場合

は、提出書類を公開することがある。

なお、本プロポーザルの優先交渉権者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 15 担当部署

### 【提出・問合せ先】

〒340-8588 八潮市中央1丁目2番地1

八潮市企画財政部アセットマネジメント推進課

電話：048-996-2111（内線845） F A X：048-995-7367

電子メール： chosha-seibi@city.yashio.lg.jp

企画提案資料及び配点一覧表

番号	提案項目	記載内容	配点
1	運営方法	(1) 管理運営に係る基本方針 店舗全体のコンセプト、店舗レイアウト、店内イメージ (2) コンビニエンスストアの場合、直営、フランチャイズの別 (3) 営業日、営業時間について記載する（営業時間に関する考え方についても記載すること）。 (4) 商品の物流システム及び商品管理	20
2	収支計画・経営基盤	(1) 売店の収支計画について記載する。 (2) 経営基盤が安定しており、長期にわたり出店が可能であることを記載する。	10
3	安全管理・食品衛生	(1) 防犯、防火等、店舗運営上の安全管理について記載する。 (2) 食品衛生、品質管理の体制及び事故防止策について記載する。	10
4	従業員の配置及び要望等への対応	(1) 従業員の配置体制について記載する（指揮命令系統がわかるように記載すること）。 (2) 従業員の勤務体制及び労働条件について記載する。 (3) 従業員の教育方針について記載する。 (4) 売店利用者からのクレーム、要望等への対応方法等について記載する。 (5) 地元の雇用促進の取組があれば記載する。	10
5	メニュー・サービス	(1) 販売を予定している商品やサービスの種類 (2) 上記の他、来庁者や職員の利便性向上及び地域振興等のための商品、サービス及び取組等の提案 (3) 自動販売機の規格及び販売する飲料の種類 (4) コピー機の仕様について記載する。 (5) 迅速なサービス提供の方法について記載する。	20
6	廃棄物の回収・処理方法及び環境への配慮	(1) 廃棄物の回収方法及び処理方法について記載する。 (2) 減量化推進のための工夫等について記載する。	5
7	アピールポイント	(1) 出店に際し、アピールできる事項又は優位性・特徴のある事項について記載する。 例：災害時の支援、市の事業との連携、障がい者雇用等（自販機の付加的サービス含む） (2) 業務実績について記載する。	10

提案項目	記載内容	配点
価格提案書	貸付料について、提案する額 (売店貸付料+自動販売機設置場所貸付料の内 訳)を記載する。	提出金額/最高金額×15点 ※少数点以下四捨五入

5段階評価配点区分	
20点	20・16・12・8・4
15点	15・12・9・6・3
10点	10・8・6・4・2
5点	5・4・3・2・1